

札幌市公文書館が負うべき責務と課題

大濱 徹也

一 講義

一 Archivesとは

日本のアーカイブズは、「ブンシヨカン」でなく、「モンジヨカン」という呼称にこだわりつけていますように、「古文書」集積館ともいべき歴史資料館たる趣をもち、かなり歪んで理解されております。それは、アーカイブズ運動が歴史資料、史料保存を目的に展開したがためにほかなりません。ここには、戦後歴史学が課題とした「史料保存運動」のある後遺症にまだ呪縛され、統治の情報幅広く市民に開くことでアーカイブズが民主主義の基盤を担う器たりうるとの眼が欠落しております。

戦後歴史学の学問的課題は、封建遺制の克服をめざし、前近代社会の構造を把握すべく史料発掘に力をそそぎまし

た。敗戦は、華族の解体や財産税等がもたらした社会の激変下、名門旧家や社寺が所持してきた古文書をはじめとする古典籍等の記録資料が流出し、散逸放置されました。そのため歴史学界は、これらの「史料保存」とくに町村に所在する地方じかたもんじょ文書の所在調査をめざした近世地方史料の調査に取り組み、「史料保存」運動を展開し、史料保存機関の設置を求めていきます。このような要望を受け、文部省史料館、史料館が国文学研究資料館史料館となり、現在総合研究大学院のアーカイブズ研究系となつています。史料館は、近世地方史料の蒐集調査をなし、ある一定の役割を果たしてきました。この史料保存運動は、歴史資料の保存をめざす文書館設置運動へと展開し、公文書館法の制定への一定の役割をしております。

日本で最初の文書館である山口県文書館は、旧藩主毛利

家の古文書古記録が県に寄贈されることになった時、図書館ではなく、新しい受け入れ施設として設立されたものです。しかし文書館は、歴史資料保存機関とみなされたがため、公文書の移管・選別・保存が疎んじられていたようです。こうした文書館の在り方は、山口県文書館の初代館長をして、県行政の記録資料の移管がなされないことへの危惧となっています。この危惧をどれだけ文書館界が共有してきたでしょうか。昭和六十二年に制定された公文書館法が規定する「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し適切な措置を講ずる責務を県と市町村が負う」とされている「重要な歴史資料」とは何でしょうか。

「重要な歴史資料」という呪縛は道内自治体の文書管理規程にも読みとることが出来ます。その一端は、「歴史的価値」（釧路市）、「市史編集資料」（旭川市、砂川市、知内市）、「市史編さんの資料」（網走市）、「市史の資料」（芦別市）、「市史等の行政史料」（江別市）、「史資料的価値」（登別市）、「史料価値」（北広島市）、「市誌資料」（石狩市）、「歴史資料価値のある文書」（鹿部町）、「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として重要であると認められるもの」（歴史資料という）（ニセコ町）、「町史編さん資料」（新十津川町）、「歴史的・文化的資料」（沼田町）、「郷土資料館資料」（比布町）、「歴史的資料価値のある簿冊」（中富良野町、

増毛町）、「町史編さんの資料」（小平町）、「町史編集資料」（遠別町）、「歴史的、文化的又は学術的価値を有する歴史資料」（むかわ町）、「町史編集の資料」（清水町）としている「廃棄」「保存」「引渡し」の規定に読みとれます。

廃棄文書は、「歴史的」「文化的」「学術的」「市史・町史編さん」資料として価値あるものを残し、市史・町史担当課や郷土資料館、図書館等に引き渡されます。この「歴史的」「云々」という価値とは何でしょうか。ここで強調されている価値は、担当者が「歴史」「文化」「学術」をどのように理解するか、見るかにより、各人の判断が異なり、きわめて恣意的なものです。

しかし文書館等では、「歴史的価値」とは何かを問い質す作業を避け、時間の経過で残ったものを「歴史資料」とみなしております。ここでは、「近世地方史料」をはじめとする「古文書」調査に力を尽しこそすれ、現に作成されている記録文書から何を選別保存していくかについて眼を向けていません。しかも「中世史」「近世史」などを学んだ担当者の場合、「史料調査」という名目でこれら「古文書調査」に熱意をみせこそすれ、行政の記録文書に関心をよせなかったのが現実でした。

これら地域の古文書等は、すでに図書館の郷土資料室や郷土資料館等が戦前より手がけており、戦後も継続されて

おりました。そのため文書館等が新にはじめた史料調査は、現地で競合するのみならず、図書館等の類縁機関との確執の要因となり、本来的に協同すべき組織間の連携を不可能にすることもなりました。しかも後発の文書館等には、文書記録の管理権が文書館にありとして、図書館等が収集管理してきた「文書」類の移管引渡しを要求する愚を犯す事態もみられました。それだけに文書館等のアーカイブズは、現に生成されている組織の諸記録文書を的確に移管・選別・保存しうるシステムの構築をめざし、各種の統治情報を検証しうる器たることを目指すべきではないでしょうか。

しかし現にある文書館等は、歴史研究者の強い思惑に左右され、歴史研究者に奉仕することが第一義的な使命であるかのようになっているようです。このことは、「歴史研究者はアーキビストたれ」「アーキビストは歴史研究者の奉仕者たれ」と言う大学で歴史を講ずる教授先生の発言にもうかがえます。これほど文書館等の専門職たろうとしているアーキビストの存在を愚弄するものではありません。アーキビストは歴史研究者の予備軍ではありません。否、アーキビストは、歴史研究者の片手業でなしうるものではなく、確乎たる文書記録の管理者たる自立した存在として、歴史研究者に対峙しうる者にほかなりません。両者の強き緊張関係こそは歴史学に新しき地平を可能にしましょう。

昨今眼にする「日本のアーカイブズ学」なる世界には、文書館等を歴史研究者の予備軍の基地とみなし、未だに哲学なき「歴史的価値」なる言説をお題目よろしく唱和し、専門職認定を文系の資格とすることで大学受験者を確保せんとの下卑た思惑すらみられます。アーカイブズを日本社会に根付かせるには、これらの思惑に左右されることなく、アーカイブズを存在せしめなければならない原点に立ち、あるべきアーカイブズの設立を目指さねば成りません。

思うに文書館・公文書館等のアーカイブズに移管される公文書等は、統治に関わる記録情報であるにもかかわらず、単に「歴史的」「学術的」等の価値、歴史編さんのためのみ残せば良いのでしょうか。ここで問われるべきは統治情報か誰のためのものであるかという事ではないでしょうか。この問題は、公文書館等のアーカイブズは誰のために、何のために必要とされているかということでもあります。

アーカイブズは、国家、自治体のみならず、大学をはじめ、各種の企業団体等の諸組織における統治運営の証である諸記録情報を体系的に残し、組織の効率的運営をはかるのみならず、諸記録情報を広く公開し、その構成員が組織の適正な運営如何を検証することを保障する器です。しかし日本のアーカイブズは、この原点を凝視することなく、歴史編さんの場としての文書館にのみ眼を奪われてきまし

た。この偏見こそは日本のアーカイブズ像を「歴史編さん所」もどきに貶めたのです。こうしたアーカイブズ像に一石を投じたのは東京都板橋区立公文書館です。

私は、東京都板橋区の公文書館設立に関わる懇談会の座長として提出した答申（平成十一年十月十二日）の冒頭で、「板橋区公文書館設置の理念」を次のように述べました。

民主主義社会は開かれた構造の上に存在する。公文書館は、区政が広く開かれた構造として運営されていくために、区にかかわる公文書等の収集・保存・利用を促進することとおし、歴史をふまえた明日の板橋を築いていく活力を生み育てる原点となるものである。

ここに営まれる世界こそは、区民の自治意識を地に根ざしたものとなし、新しい地域文化を創造的に発展せしめることを可能とする。

公文書館等のアーカイブズは、歴史資料の宝庫である前に、民主主義をささえる器なのです。このことは、福岡県共同公文書館基本構想（平成十八年十二月二十六日）が提示した「はじめに」が問いかけています。

共同公文書館構想は、昭和六十二年に制定された公文書館法が規定する「重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務」を県と市町村が共同で担おうとするものです。「共同」という試みは、日本では始めての構想であり、

公文書館等をめぐる日本のアーカイブズ文化に大きな一石を投じるものといえます。（略）

公文書館とは、行政の営みを証する多様な公文書等を体系的に選別保存していくことで、当該地域に生活する住民の共有財産となし、その営みを検証し、明日をより豊かに生きるための方策を問う場です。

この施設は、以下のような役割を果たすことで、地域住民への多様な説明責任を果たしうる諸活動をおし、開かれた行政を保障し、成熟した民主主義社会の定着に欠かせないものです。

1 公務の証を遺すことで、広く住民への説明責任を果たす場となること

2 より良き明日を築くために歴史を検証する器であること

3 効果的な行政運営に資する知の宝庫となること

この公文書館には、旧来の文書館もんじょかんといった在り方ではなく、文書記録等々を情報資源として活用する施設となり、行政運営を支えることが強く期待されます。

ついで「公文書館の基本理念」は、「公文書館は、長期的にわたり重要な価値を有する公文書等を住民の共通の財産として継続的に将来へ伝えるため、これら公文書等を保存し、一般の利用に供するとともに公文書等の管理・保存・利用に関連する調査研究を行うための施設である」となし、

「公文書館の目的」を次のように宣言しています。

公文書館は、行政の諸活動を証する多様な公文書等を体系的に選別保存していくことで、広く住民への行政の説明責任を果たす場である。これらの公文書は、当該地域に生活する住民の共有財産として歴史を検証し、より良い未来を築くための歴史的・文化的文書であるだけでなく、行政に活用することで、効果的な行政運営に役立てることができる。

さらに、公文書館は、地域住民への多様な説明責任を果たす諸活動をおし、開かれた行政と成熟した民主主義社会の定着に欠かせない施設である。

この構想では、公文書館法に「歴史資料として重要な」とある「歴史資料」に代えて、「長期にわたり重要な価値を有する公文書等」「行政の諸活動を証する多様な公文書等」となっています。ここには、日本のアーカイブズ文化が自明としてきた「歴史文化的価値」とか「学術的価値」という命題ではなく、公文書の体系的な移管・選別・保存への眼があります。いわば歴史的価値・文化的価値・学術的価値なる概念は、文書担当者がその価値を認めなければそれまでのことで、何の意味もなさないのです。

まさにアーカイブズは、さまざまな組織の統治情報を組織の財産、知的情報資源として集積し、活用する器なのです。市民、国民には、統治の主体者として、それらの記録

情報をもとに、統治が正義にもとづくか否かを検証し、己の権利と義務を確認していくかが問われています。目指すべき札幌市公文書館は、このようなアーカイブズの原点をふまえ、札幌市と札幌市民との契約関係を確認する器であると、まず位置づけるべきではないでしょうか。

この方向性は、平成二十年十一月四日に出された「公文書管理の在り方等に関する有識者会議 最終報告」である『時を貫く記録としての公文書管理の在り方―今、国家事業として取り組む―』が、「民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある」との基本認識の宣言につながるもので、「民主主義はここにはじまる」との想いと揆を一にするものです。

二 Public Archivesとして

ここで目指すべきアーカイブズはパブリックアーカイブズともいうべきものではないでしょうか。パブリックという言い方をしたのは、公文書館等のアーカイブズ、国家アーカイブズのみならず自治体アーカイブズ、市町村アーカイブズにしても、公共の記憶装置であり、広く社会に公開された場として、住民市民に奉仕する責務を負う器であり、自治の砦ともなるものです。そのためには、行政の営みを

検証し、あすの方策を問う場、問える場になりうるか否かが問われます。世間に行政のあり方を納得せしめる検証、説明責任を可能にする場になることが求められています。この説明責任は検証文化と一対なものです。このような場を踏まえてはじめて札幌市なら札幌市の公論が形成されてくるのではないのでしょうか。

現在、この公論という感覚は非常に少ない。世論なるものは、公論でなく、その時々状況に流されたある意味では風見鶏みたいなものです。ここで公論というものは、一人が是とすれば一人が非とする、一人が非とすれば一人が是とするという対論ではなくて、お互いが持っているデータ、記録を出し合う中で議論を尽くし、相互の違いを認め合う中で、いわば証拠や論拠を踏まえた対応をすることで、人心が自然になびいていくような営みで形成されるものです。この営みを可能にするのがアーカイブズではないのでしょうか。

アーカイブズは、ある一つのデータを出すのではなくて、行政が営んだ政策を検証しうるように、ある施策にいたるまでにどのような選択肢があったかを検証しえたとき、はじめて行政の誤りが糾せる、軌道修正が可能になるのではないのでしょうか。いわばアーカイブズという器で施策を検証していくという営みは、ある政策選択をめぐり、どのよ

うにしてヘゲモニーが確立されていったかを読みとることもありません。ここでいうヘゲモニーとは、権威的・権力的に指導支配をするのではなく、ある種の道義的文化的な優位性で他者を説得し、指導性を確保することを意味します。

このヘゲモニー問題でアーカイブズの意味に気づいていた一人がレーニンです。レーニンは、党の路線論争で議事録を読んでみる、議事録には苦しい真理があるのだと、議事録の検証によってのみ正しい方向性が出せると説いていた。激しい弾圧下の中で、ロシア共産党は議事録を残していた。ここには、「議事録には苦すぎる真理がある」との発言にみられるように、検証文化ともいえるべきアーカイブズ文化が根づいており、アーカイブズが生かされています。

思うにレーニンが示唆したのは、ある政略をつくらうとするとときに、それにかかわる記録資料を精査し、先ず取り組むべき戦略を構築していくことが重要であるということ。このような発想は、日本の国会討論をはじめ札幌市議会の討論等において、日常的に眼にすることが出来るのでしょうか。議事録のみならず、ある施策をあとづける記録資料が着実に管理保存されているのでしょうか。こうした記録資料を適切に管理保存し、広く利用に供するにはアーカイブズの充実がかかせません。議事録には苦しい真理があるということはアーカイブズには苦しい真理があるということ

なのです。

まさにアーカイブズは、パブリックというか、公的な世界、公論を共有していく場に本来なり得る世界なのではないでしょうか。そのような意味で、自治体アーカイブズは、まさにそこにいる市民が統治の主体者として市の営みにパブリックな参加をなし得る場と位置づける、あるいはそういうものを目指していくべきではないでしょうか。この営みこそが広く市民に開かれた市政運営を推進することを可能にしましょう。このことは、アーカイブズをして、ガバナンスといえますか、管理、統治の器になり得るものにすることです。

三 Governanceの器を目指して

北海道には北海道立文書館がありますが、どれだけガバナンスとしての機能を果たしているでしょうか。果たして北海道政あるいは北海道民が己の生活の場を検証する、道政がどうかであるか検証する器たりえていないでしょうか。

文書館は、「モンジョカン」との呼称にこだわっていませんように、北海道の歴史にかかわる公私の文書（文書等、刊行物、図画、写真、フィルム、磁気テープを含む）を体系的に収集整理し、文化遺産として後世に伝える器とみなされています。そこでは、開拓使文書や払い下げ文書等の

開拓行政の記録資料の存在が注目されています。確かに開拓使文書は貴重です。道立文書館の職員は、これらの文書を「史料」として、歴史研究をすることが職務なのでしょうか。道史編さん事業の後を受けた道内の史料所在調査が主たる任務なのでしょうか。こうした文書館の姿が財政削減の対象とされ、ある方向転換をさせられたゆえんだらうと思います。

道立文書館の責務は、道の行政に関わる記録資料の体系的な管理・移管・選別・保存・公開への取り組みであり、庁内合意の形成に資する器となりうるように努めることです。開拓使文書は、歴史研究の素材としてではなく、内国殖民地の経営に資するべく、その統治を証するものとして体系的に残されてきた想いこそは現在まさに受け継ぐべきものを管理保存してきた想いこそは現在まさに受け継ぐべきものではないでしょうか。開拓使文書をお宝とし、歴史研究の場たることを主張する「モンジョカン」である前に、現在の道政を統治の主体者たる道民が検証しうる器を目指すべきでした。二〇〇五年に道立文書館は組織改編がなされたようですが、その方向性にはガバナンスの場たりうる芽があるように思われますが。

現在北海道政は、膨大な赤字をかかえ、道職員のみならず道民に対して財政再建のために厳しい要求を突きつけて

います。しかし何時何故赤字に転落し、どんな財政再建の施策がとられてきたか等につき、どれだけ検証されたのでしょうか。私が少し見た限りでは、堂垣内知事のときには少なくとも財政的にはプールされていた。それが赤字への道を歩んだのは、バブルの崩壊等という大状況で説くのではなく、誰が道政を担い、どのような施策が赤字の誘引となったかが検証されたのでしょうか。横路道政による「食の祭典」にかかわる記録資料はあるのでしょうか。文書館には、横路知事が知事として兼務した各種審議会の委員辞令があるものの、その統治を検証するものはないようです。これでは説明責任を果たせないでしょう。こうした問題は、夕張にしてもそうですが、具体的に記録資料をもとに納得しうる説明がなされるべきでしょう。

ちなみに沖縄県公文書館は大田知事のときにつくられたものです。大田知事は、アメリカに駐在員を長期に派遣し、アメリカの国立公文書館の琉球関係、沖縄統治関係の記録を収集する作業をしてきました。かつ琉球政府時代の土地申告台帳、基地労働者の雇用台帳を初めとする住民の権利にかかわる諸記録を管理しています。そういう意味では県民がよく利用しています。ここにはアーカイブズがまさに住民市民にとりみずからの権利を確認する、保証する器でありうるか否かが重要なことがうかがえます。まさにアー

カイブズは国民なり、市民にとり己が記憶を確認する器でもあります。

アーカイブズへの理解が高い大田知事ですが、知事時代の政治決断に関わる記録は退任時に持ち去ったようで、公文書館へ移管されてこないそうです。ここに日本の記録管理のあり方が読みとれましよう。知事のメモ類をはじめ各種の打ち合わせの記録は公文書とみなされません。

このことは、内閣の問題にしても、歴代内閣総理大臣がどういう政策決断をしたかというものがない。しかしアメリカ合衆国でいえば、大統領図書館の中にあらゆるメモ類があるから、沖縄返還のときの密約問題が向こうのデータにあっても、日本の外務省にはいまだにない。このような状況は日本政府の営みに対する不信感だけを増幅させましよう。

アーカイブズは、統治を検証する器として、北海道政を、あるいは市政を検証する器として存在し得たとき、道や市の職員・議員にとり政策等を立案する知の宝庫になりうるものです。日本の組織で良く眼にするのは、担当者が異動するときに、仕事に関わるメモ類や会議記録などを箱に入れて自分のものとして持っていく姿です。そのため何かを立案するとき、前任者を訪ねて、そのノウハウを聞くか、前任者が持ち帰った記録資料をもらおうという作法です。文

書館が機能すれば、こうした作法は不要となり、行政効率性はかなり高まりましょう。統治がより有効にというのか、時間の無駄がなく行われるのだと思います。

この問題は、北海道だけではなく、国をも含めて日本のアーカイブズに広く見られることです。政策立案の記録が体系的に残されず、個人の恣意性に規定されがちであること、政策決断にいたる記録がない等々。市のアーカイブズでは市長が政策を決断するときの記録が非常に重要になってくる。そういうものへの目配りが今やっと少しずつ出てきているようです。このことは、さきの有識者会議の「最終報告書」概要において、一「国の活動や歴史的事実の正確な記録である「公文書」は、民主主義を支える基本的インフラ」、二「諸外国に比べ見劣りする我が国の公文書管理体制を充実強化するとともに、作成から利用までのライフサイクルを通じた公文書管理法を確立し、新に国民の期待に応え得る公文書管理システムを構築することが必要」との基本認識を実現すべく、「公文書管理の改革目標」にも読みとれます。

文書の追跡可能性（トレーサビリティ）、政府の文書管理に対する信用（クレディビリティ）、文書の利用可能性（アクセシビリティ）を確保することで、現在及び将来の国民に対する説明責任（アカウンタビリティ）を果たす

この目標を実現するには公文書の体系的な管理保存を可能とする制度設計がなされねばなりません。そのためには、文書管理が組織ごとに個別的である現状を打開すべく、文書記録法と文書管理を監査する機関、記録管理院的なものが必要で。その実現への道はかなり厳しいし、具体化するには時間がかかるでしょうが、アーカイブズが発生時から記録管理にかかわれる制度設計をしなければなりません。現在実現しなければならぬのは、さきの報告書を貫く「民主主義はここにはじまる」との想いを実現すべく、アーカイブズが何らかの形で国なり、自治体なりの行政にかかわる記録の管理に関与できるシステムをつくることです。そのため公文書管理法の制定が具体化しております。

四 記録管理法制の課題

統治を検証するために必要な記録資料が残らない、当事者の私物とみなされてきたのは「公文書」の概念に問題があることにもよっています。現在、一般に公文書の問題というと、「職務上作成し、取得した文書」というあいまいな定義ですが、実際は、起案、決裁文書が公文書だというのが一般的通念のようです。起案、決裁文書だから、その起案に至るまでの過程、プロセスは出てこない。この概念枠を打破し、公務を遂行するに当たって、作成あるいは収

受された覚書きとか、書簡とか、参考資料とか、会議などの備忘録というのは、ある意味で言えば、職務上、作成、取得した文書に当たるといふふうに位置づけて、記録管理法を考えるべきだろうと思います。そうした意味では、まず第一に記録管理条例の記録の意味づけ、公文書の意味づけをどのようにするかが問われています。

第二に、市長を初めとして、政策決定にかかわる記録類は残していくこと。この点で非常に進んでいるのは、大統領図書館に見られるように、アメリカは徹底しています。アメリカでは、公務で作成、收受され証拠的あるいは情報的価値がある文書はすべて公文書だという大きな位置づけがなされているようです。連邦規約集によると、組織の業務について、承認、コメント、支持、推奨、フォローアップなどの目的で供覧されたり、作成者以外のためにつくられた場合も要るのだと。だから、このためにつくづくれといったデータも要るということです。それから、組織の基本政策決定、アクション、責務を適切に理解するために必要な注記されたコメントあるいはユニークな情報を含んでいる文書も残しなさいと。こういう形で、起案決裁文書主義ではなくて、公文書作成プロセスの中における意思決定の過程の文書を残すことをしております。そこには、記録の作成保存にアーカイブズが、アーキビストと称される

記録官、記録司のような人たちが関与しながら、記録資料の管理・移管・選別・保存・公開を適切にはかろうとしています。このようなシステムを日本でも構築していくことが必要なのです。

アーカイブズでは、「三十年原則」といわれていますが、三十年を経たら原則公開することになっています。しかしこの原則の適用はアーカイブズ文化の成熟度により異なります。日本の場合は、アーカイブズに移管されたらすべて公開するという立場を速急にはとらない方がよさそうです。今のアーカイブズの認知度では、公開されることで何らかの責任を追及されることへの怯え、作成者は非常におそれている。そうであるならば、ある部分は寝かせてもいいのではないでしょうか。当面は残すことの方が先決だと考えます。

かつ個人識別情報の問題があります。個人情報の公開をどうするかです。例えば、戸籍、門地、病歴、犯罪歴等々です。大体八十年以上になっているわけですが、それは個人情報だけれども、公開していかなければならない問題です。かつ行政情報公開法第五条の第四号条項に規定されている「公共の安全」に関する情報があります。公文書館は、情報公開法の対象外ですが、どのように個人情報や「公共の安全」との折り合いをつけるかが問われています。その

際、個人識別情報に管理されるのではなく、公文書館は可能なかぎり広く公開をしていく場であることを主張し、その独自性を社会的に認知されるように努めるべきでしょう。

ただし政策決定の微妙なところのものは、公文書館に来てもある期間は閉鎖できる、担当部局と協議し、その意向を反映できるようにしておく。そうすれば、政策担当部門の人たちも、公文書館に安心して渡せるだろうと思います。アメリカのように速急にはいかないと思いますが、日本の現状を理解し、アーカイブズ文化の成熟をめざさねばなりません。

記録を握っていた者が一番力を持つわけで、握ることによって権力を振るう体制がずっと日本のある一つの体質でした。それを緩やかにでも開いていくためには、今のような問題も含めて記録管理条例のあり方を検討していく。かつ記録管理簿の適正な記述をうながし、公文書館が監査しうる制度的保証をしておくことが必要ではないでしょうか。この記録管理台帳の作成とともに、何が廃棄されたかという廃棄文書リストをきちんとつくっていく作業が要る。いわば記録資料の管理は、廃棄作業と一対になることで、はじめて検証にたえうるアーカイブズを可能にします。

記録管理条例は、こうした問題を整理し、現行の文書管理をふまえながらも、統治の主体者である市民が市政を検

証しうる器になりうるアーカイブズを可能とするものにならねばなりません。このような市の公文書館を担うには、まず第一に行政への目、可能ならある種の歴史的感性を持った行政を読みとる目が求められる。ゼネラリストの素養がいる。かつ情報科学への先端的知見を身につけた者が欠かれません。しばしばアーキビストはヒストリアンだと言われているようですが、それは間違いではないでしょうか。日本のアーキビストは、「文書史料」へのこだわりから、歴史の論文も中途半端、アーキビストの仕事も中途半端になりがちなのではないでしょうか。

アーキビストの業務は歴史研究者の業務ではありません。そこにある組織の文書体系がどうであるか、その文書体系を守るためには何が欠落しているかということに問い返す力がなければ、アーキビストにはなれない。それであるがゆえに、公文書館の専門職員と歴史家はよき緊張関係を持つべきなのです。日本の歴史研究者のなかには、アーキビストは「歴史家の召使」であると宣う御仁もいますし、逆に「歴史家はアーキビストの下僕」だと言う声も最近耳にします。どちらも表現こそ違え、同根ではないでしょうか。両者は、相互にある独立した専門人であり、強い緊張関係を持った関係なのです。この関係性を忘れ、

アーカイブズを歴史の蔵とみなし、「史料」の提供を求めらるるのであれば、歴史学は隙間産業ではないが、隙間をつくるに貶められましょう。昨今の歴史学は、提供されたデジタルアーカイブに翻弄され、隙間の「学」に類唐していく趣すらあります。

いわばアーキビストは、歴史研究者である前に、一個の独立した専門人です。アーカイブズは、これら専門職としてのアーキビストとともに、ゼネラリスト的な者、行政経験豊かな退職者、総務畑などの経歴をもった者から構成されたらどうでしょうか。彼らが持っていた文書行政のノウハウを身につけていくことが要ると思います。札幌市公文書館では、専門職としてのアーキビストとともに、これら行政経験者を嘱託として活用することが求められます。当面のスタッフは三、四名の専任に十名前後の嘱託職員というところでしょうか。

そこでの選別評価は、文書管理条例をふまえ、行政の実務経験を学びながら、行政文書にあるランクづけをして残す基準をつくり、あるブロックごとに効率的に移管選別が可能となるシステムをつくらねばなりません。その選別には、administrative value とはいくべき行政経営上で必要とされる行政的価値と、archival value とはいくべきアーカイブズが必要とするアーカイブズの価値からなる基準を考

えたらどうでしょうか。行政的価値は、業務の継続に必要なもので、諸組織が保持しておくべき情報資源で、組織機構に合わせてかなり定型的に選別ができません。アーカイブズの価値は、組織全体を横断的に把握し、組織の検証を時間の経過に合わせて可能とするものです。アーキビストは後者に多くの眼を注ぐことになりましょう。

そうした意味で考えれば、評価選別には行政マンであった人たちのキャリアと経験を有効に生かしながら、そこにいる専門職の人たちに経験知を与えていくとともに、もう一つは、彼らが持っている机の上で学んだ知識と交流していくということ、人材活用として、公文書館を生かしていく上では大事だろうと思っております。

五 自治の砦―市の貌として

将来的な札幌市のアーカイブズ、公文書館は、札幌市の政治文化、札幌市民の暮らしのかたちである文化を担う器となることで、市民自治の砦となりうるものです。そこには市の貌ともいべき営みが期待されます。

第一は、市政、統治情報の集積と発信をしていく場であること。それは、昨今、多く見られる市民が市民であるがゆえの権利を主張するのではなく、その権利には市民たる義務を伴うことを知る場に育てていく器。そこで問いか

けるのはこういうふうに考えたらどうでしょうか。

私たちは、札幌市からどんなサービスを受けているでしょうか。市民として私たちの権利は何でしょうか。また、私たちの義務は何でしょうか。私たち一人一人が、私たちと次の世代の人々がよい社会を生きていくためにどのような責任を持っているでしょうか。これらの問いに答えるためには、札幌市の組織運営のされ方、私たちがどのように影響されているか、また影響を与えられているかを知らねばなりません。

この問いかけはスウェーデンの教科書『あなた自身の社会』を翻案したものです。「コミュニケーション」を札幌市に、「住民」を市民におきかえました。私たちはコミュニケーションからどんなサービスを受けているのでしょうか。住民として、私たちの権利は何でしょうかね。これを中学校で教えている。

この教科書を読んだとき、日本の「公民教育」、地域学習、郷土史学習との落差に愕然としました。札幌市も教材をつくっているでしょうが、清掃工場はどこにありますよ、市役所はこんな仕事をしていますよという外面的な説明におわっているのではないのでしょうか。あなたたちは市民として市に何が出来るかという問いかけがあるのでしょうか。私はこの教科書を読んだときに、スウェーデンの高負担高福祉を可能にしている根を見た思いがしました。

そうした意味でいうと、第二が札幌市に多様なサービス

を要求するならば、相応の負担と義務を負わねばならないのではないのでしょうか。札幌市公文書館は、ある定型的な市の歴史を写真で紹介するのではなく、公文書等の記録資料で市政の課題を検証しうる展示ではないでしょうか。そういう意味でいえば、権利と義務を学ぶ器なのです。まさにアーカイブズは、検証文化と一対になることで、私たちのコミュニケーション、札幌市の営みを学び、周知する器となり、札幌市の相貌を世間に提示していくことを可能にします。

まさに札幌市の貌になることです。札幌市の営みを世間に提示するという点で、札幌市の成り立ちはどうであって、今の札幌はどういうことを抱えているか、札幌市がどういう形で広がってきて、そのときにあった電車がいつなくなっていく、今、そこがどういう住宅地になっているか。市の変貌を記録によってあとづけていくならば、これは一つの学舎であるし、憩いの場であり、さらに資料を閲覧できる場になるわけです。

第三に市史編さんが完結したことで、そこで集めた資料そのものそのままにしても、それ以上にアーカイブズの業務として収集しない。市の公文書館は、いままで収集した市史関係の資料の管理保存をしても、今後は市の行政記録・文書資料の管理・移管・選別・保存・公開を主業務となし、統治の主体者である市民の検証に備えるべきです。

いわば、札幌市は行政アーカイブズとして、「自治の砦」となる新しい方向づけをなし、市民自治の基盤をつくっていくのだということを伝えていくことが大事ではないでしょうか。

第四に市史が広く呼びかけていた「史料」提供等についても公文書館の業務としないことです。個人が所有する、収集した記録資料等は市民自らの手で、自前の市民アーカイブズともいうべきものの設置をめざすべきです。世間には、労働運動、市民運動等の社会運動に関する記録資料等の管理保管を公文書館等に要求する向きがみられます。こうした要求はおかしい。市民は、市民としての己の場を主張するためにも、市民固有の市民アーカイブズを設置すべきでしょう。ちなみに市民・住民運動資料研究会『市民活動資料の保存・整理・公開に関する全国調査報告』（二〇〇六年）には、各地の市民アーカイブズの現状が紹介されていますが、己の記録資料を自らの手で管理することの主張が読みとれます。こうした市民アーカイブズの存在こそは、市の公文書館をして、検証を確かなものとなし、ある種の秘匿情報を市民に発信することを可能にしましょう。

まさに札幌市は、文書館設置の目的を明快にして、市政にかかわる記録資料、統治情報の一つの統治情報だけではなくて、そこに至るまでの政策決定過程の記録まで含めて管

理保存し、それを提供する中で市民参加が本来的な意味において育ってくるような場にしていくことを目指すべきではないでしょうか。

そうした意味で札幌市のアーカイブズが地に着いたものになっていくように、新しいアーカイブズ像を提示していただきたい。市長が言われる住民自治や市民参加という問いかけは、市民の利己的、利益誘導的な参加ではなくて、検証文化としてのアーカイブズを根づかせ、統治の主体者である市民の場として位置づけ、常にアピールしていくとき、はじめて地に根ざすのではないのでしょうか。このようなアーカイブズの確立こそは、群れの危機を見張る「奴雁」となり、開かれた社会たる民主主義をささえる器たりうるのである。この民主主義の原器たるアーカイブズ像については拙著『アーカイブズへの目―記録の管理と保存の哲学―』（刀水書房 二〇〇七年）をお読みいただければ幸いです。

二 質疑

（質問者一）

私は、昭和期に今の文書管理みたいなものを担当していました。その担当していた時代に、例の公文書館法が議員立法でできて、驚いて、ついにそういう時代になったのだ

なと思ったのですが、それからもう二十年以上もたつていますね。

今、先生のお話を聞いていた中で、私もいわゆる情報公開の関係の中でいろいろなことを考えていかなければならないという気がした中で、一番の問題は、先ほど記録管理条例の中でお話しになった文書の内容は、起案・決裁文書だろうという指摘でしたが、うちは基本的にそうなのです。それだけでは施策の形成過程はわからないということですね。確かに私自身も、政策決定にかかわる一連の文書の保存という問題がきつと一番難しいのではないかと思つてゐるのです。

(答)

でも、それは入れることが札幌市の先進性だと思つています。それを入れる概念枠としては、自分の職務にかかわる何かという大枠があるから、その中でどう落とし込んでいくかです。

例えば、これは庁内の合意を得るのは難しいのと、現在の文書をつくつている人たちの目から見ると、とんでもない話だということになると思つますが、やはり、それは乗り越えていかなければならないと思つています。

ただ、今の状況の中でいけば、情報公開法の対応にして

も、説明責任、これだからこうだという話ではなくて、突っ込まれてくると、ある部分で負けますね。そういう点でいけば、今のことも可能性としてはかなりできるのでないでしょうか。

(質問者一)

実は情報公開条例をつくる前段の議論を私も担当者としてやっていたのですけれども、そのときに、先ほど先生がおっしゃっていたように役人はいろいろ言うと言書をつくらなくなるぞという議論があつて、情報公開条例をやる段階では、結局、秘密にしておきたいときは最初から文書をつくらぬ方が一番いいみたいな議論をしていましたね。

(答)

実際問題、台帳には載っていない部分がいっぱいあるのでしょうか。

(質問者一)

そういうことでスタートしたのですけれども、今の考え方というのは、我が身を守るために文書をつくつて公開した方がいいというふういきつと変わってきているのではないかと思つています。

しまいますね。

(答)

私もだんだんそうなっていると思います。

だから、アメリカあたりがああいうものを残せるというのは、まさに訴訟社会だから、記録が己を守るのだと思いますよ。日本の企業が裁判では株主訴訟でやられるだろうと思うのは、その辺を残すか、残さないかが出ると思います。

(質問者一)

だから、情報公開条例をつくるときにそういう不安はあったけれども、やっぱり制度というものが仕事のやり方とか職員の考え方を変えていく側面もあると思います。

(答)

当然、それはそうでしょうね。特に、お役人は制度の中で動くから、そこで自分の職務を合わせようとするれば、それが変わらなければならないですね。

(質問者一)

そういう意味では、ベースとなる記録管理のあり方についての議論はある程度しっかりしないと、簿冊ラベルから単純に箱の中身だけを見てもつまらない文書だけになって

(質問者二)

たまたまこの間、広島市と大阪市の公文書館を視察してまいりました。先ほど、先生のお話の中で、市民が公文書を見る中で、札幌だったら札幌の成り立ち、あるいは今やっている政策にどんな背景があるか、どんな課題があるかということを意識しながら自分のまちのことを知り、そして次の施策を考えていく場というような話をされました。実際には二つしか見ていないので、よくはわからないですけれども、広島市と大阪市の公文書館利用者数はとても少ないのです。大阪市の利用者数は年間二百人ぐらいで、広島市が八百人ぐらいだったかと思います。一方、そういう利用者の目を開かせるための仕掛けみたいなものがあるのかなと思って聞いたのですけれども、年に一回か二回企画展示をやるくらいだそうです。その展示内容も、どちらかというところ、古い時代のものの展示をやっているというような状態なのです。

ですから、どちらかといえば、今、先生の話聞いていて思ったのは、割と現代や近代に近いところの話を見せるという仕掛けが必要かと思うのですが、そういうことをどういうふうにやったらいいのか、そういう事例があれば先

生から教えていただきたいのです。

(答)

極めて特殊ですけれども、国税庁の租税資料館がありまして。小さな資料館ですが、そこは税に関するさまざまな問い合わせをしています。

アーカイブズは、何人、人が集まったかで評価するところではないです。むしろ行政利用にどの程度使われたかという目安があってもいいのではないのでしょうか。

ただし、長期的な場として、先に紹介したスウェーデンの教科書が問いかけたような発想で、公文書館なり赤れんがなりに行き、そこで市の営み、道の営みの原点にはこんなものがあるのだということを学ぶ作法が根づくといいのですが。単なる市史や道史のある一面を断片的に紹介展示するのは「紙芝居」ではないのではありませんか。アーカイブズの展示は、歴史館がある物語を展示するのとちがいで、展示資料等でひとり一人が己の物語、世界を読みとれる世界ではないのでしょうか。どうも北海道はその辺が下手ですね。

私はよく言うのですけれども、月形の資料館、三笠の鉄道博物館と夕張の石炭博物館は内容的にピカ一です。しかし、三笠の方は観光課で全然内容に興味を示さない。あそ

こに入っている資料はすごくいいものです。石炭博物館は、青木さん（編注・元館長）が苦労されたけど、北海道を知る舞台。北海道の各学校は、月形、三笠と夕張の博物館をコースとすれば、通り一遍の展示などより、北海道の開拓が具体的に読みとれます。

札幌市では、社会科見学などで清掃工場に行くのもいいけれども、市の公文書館で市の行政はどういう仕組みか、除雪やごみに市民がどうかかわるか、税金がどう使われているか等々を学び、小中学生が市民となる公民教育をしていく器となるのが大事なのではないのでしょうか。それが札幌市民意識の育成につながるはずです。子どもの好奇心をどうたかめるかが大切です。

(質問者二)

自分もそうですけれども、そういう文書館があったら、札幌に行く気になるというか、そこに行って見てみようという気になりますね。

(答)

外国に行くのと、各地のアーカイブズに人々が来ているのは、一つは系図などで家の歴史を調べにきています。家族の記録は開かれませんがね。西欧世界に記録による文化の

継承、アーカイブズ文化が根づいているなど思ったのは、私の友人が函館に来た宣教師を調べに英国に行き、一日に二便しかバスのない辺鄙な村のアーカイブズを訪れ、バス停前の観光案内所でその所在を聞いたら、観光案内所の人アーキビストでした。彼女が村の教会に案内してくれ、関係資料を見せてくれたそうです。観光案内を兼ねているのはアーキビストとして村のことをよく知っているからだというわけです。

ここには、記録を管理し、記録を生かしていくという感覚が日常的に身につけていることがうかがえます。そこにはその記録が私を守るものだという思いがあるのです。そういう点でいうならば、日本では記録が個人や家のものとしてあるが、社会が共有することへのある種の鈍感さ、記録がなくても動いていけるといふ部分であるのではないですか。そういう検証文化の弱さみたいなものが現在の私たちの世界なのです。それは、統治情報が権力を握った統治者に独占され、統治の主体者たる国民市民を客体視し、盲目にして権力を恣意的に運用してきたことによりましよう。それだけに一個自立した市民になるには、統治の主体者として、己の眼で統治資料を検証し、己の場を確かめるなかに、社会をいくらかでも開かれた構造にしていくことではないでしょうか。

これからの行政にもとめられるのはまさに記録に基づく行政です。それが開かれていく社会につながる。その教育をどうやっていくかということが課題でもありましよう。

（質問者三）

やはり最初から、そういう文化をつくっていく先駆けとなるというようなイメージでしょうか。

アメリカ映画には時々出てきますね。

（答）

欧米では文学、映画でアーカイブズはしょっちゅう出てきます。「JFK」でケネディ暗殺を追及する検事が調査報告の資料が開示されず、追及が挫折したとき、「三十年後に息子が引き継ぎ、真相を明らかにする」というようなセリフがラストシーンにあります。ここには「三十年原則」にみられるアーカイブズ文化が生活の襞にしみついていることがうかがえます。

（質問者三）

昔の自分の足跡を調べるみたいな感じででしょうか。

私が昔に聞いた話では、浦島太郎が外国の話に置き換わるとしたら、戻ってきた浦島太郎はきつと村のアーカイブ

ズに行つて、自分がいついつ失踪したのかを調べるに違いないという話を聞いたことがあります。

やはり、そういう文化をこれからつくっていくということとで私たちも心構えをしていかないといいけませんね。例えば、札幌市の行政評価ではどの事業にも目標設定をするのですが、公文書館に一年間に千人以上の人が来るというふうにやられたら、とてもではないけれども達成することはできませんね。

(答)

そうではなくて、札幌市公文書館ができたことによつて、行政利用の効率が非常によくつたというような評価が大事なのではないでしょうか。行政利用に耐える器ということが大事なのではないでしょうか。

だから、市民が請願してきたら、アーカイブズに行つて、すでにこういうものがあるから読んでくださいという形で切りかえてもいいのだと思います。それに対応できるシステムが市民自治を高度にしていくのではないのでしょうか。

情報公開法で出張旅費や会合費などにこだわり、さも「正義」のごとく市民の権利を云々する前に、施策の検証に眼を向けるべきではないでしょうか。しかも、何のための情

報公開か、その分署が何をしているかを把握しようともせずにやたらに情報公開を申請しているのもみうけられません。

そこには、行政がそういう不信感を持たせてしまったというツケがあるのかもしれないけれども、もう少し市民自身も考えなければいけないのではないかと思います。市民は、行政記録を的確に検証するためにも、市民が市民自らの諸記録資料を集めた市民アーカイブズを自前でつくるべきです。ここではじめてアーカイブズとしての公文書館は、市民アーカイブズとの緊張関係をもつことで、検証する眼も研ぎ澄ますことができましょう。

(質問者四)

ご講演の感想を言わせていただくと、私は平成八年に行政部長のポジションにいまして、まさにその当時から公文書館の話は出ていたのです。収集、保存のイメージは大体わかるのですけれども、やはり市民利用という面を考えると、民主主義の成熟度とかなり関連してくるというか、当時はどれだけ世の中に民主主義が行き渡ったとはいへ、行政側からすれば、お仕着せ民主主義であり、あまり情報を出さないでおこうということにもなりますし、市民の側からすれば、お任せ民主主義ですから、全て行政にやつても

らえばいいという意識が強かったのです。ですから、行政資料は市民もあまり見る必要がなかったのです。

今、こういう時代になってきて、札幌市でも力を入れていく市民自治、市民が主役の市政運営ということになっていくと、その持つ意味がすごく変わってきていて、まさに先生がおっしゃられた自治の砦として機能しうるものになると思うのです。まだこの段階ですぐそうなるとは思わなけれども、本当に熟成していくとそういう機能を持つものになると思います。

例えば、先ほどの例に出していたごみの議論もされているわけですが、ごみの歴史については全然語られていないのです。ところが、実は札幌市も過去に有料化の時代があって、四十六年か四十七年ごろに無料化にして今日に至っているのです。いつ有料化して、その当時の時代背景がどうであって、どういう状況の中で有料化がなされ、あるいは無料化に切りかえられたのかということも本当は一つの情報提供としてこういう政策議論をするときに必要ではないのかと思うのです。

そんなことにこういうものが活用されていくと、また違った意味を持つというか、すごく有効なものになっていくと思っております。

(答)

本当にそうだと思います。政策の検証はあまりなされないのです。これからは政策の検証をしていく中で、まず、何をすべきかということをこれからの首長が考える一番の問題です。総花的にはいくわけがないのです。

そういう意味でいえば、まさにアーカイブズの蓄積度があるかないかです。逆に、こういうことをやりたいといったときに、首長が前にこれをやって、こういうしくじりと同じようにやっていますよと言えるか、言えないか。それがないので、非常に思いつきな行政になってくる、あるいは、過剰なリップサービスになるのだと思います。

(質問者五)

組織論的に言えば、先生は、アーカイブズは、先ほど記録管理院みたいなお話もされましたけれども、そういうふうなイメージですか。地方公共団体における独立的な機関といますか。

(答)

私は、政策的には、長期的には札幌市公文書館が文書行政の、要するに、記録の管理の問題にまである程度踏み込みながら体系的に残していけるようにした方がいいと思います。

ます。でも、今、日本ではそこまでは無理です。

ただし、下げ渡されたものを管理するだけではなくて、何を移管するか、何が要るかというところの問題提起を常にしていけるような場になっていくことが必要なのだろうと思います。組織部門として、現在の公文書館的なものは、教育委員会組織と市長部局の両方に大体分かれてそれぞれがあります。教育委員会部局というのは歴史館的な発想の中でできています。しかし、公文書館は市長部局に設置し、記録文書担当のお目付役的なこともしながら記録を全体的に集約していけるようにしていく方向があつたらいいと思いますね。

でも、当初は外局化、もしくは、もう少し存在が希薄な形にされかねないけれども、その位置づけとしては最初から首長部局に置くことを明確にした方がいいと思います。だから、将来には自治の砦になりうるような、そういう意味でいえば、統治情報というか、情報の蓄積をしていく中で、やがて庁内の行政利用に耐えうるような面を重視していくことが要るのではないのでしょうか。それだから、私は「歴史的価値」という基準を問題にしているわけです。時間が淘汰した文書を残すのが文書館だという発想はもう止めた方がいいですよ。記録文書に「歴史的価値」を意味づけるのは個人なのです。皆、それを間違えている。歴史的

価値があると思込んでいます。他者から見れば全て屑なのです。

そういう点でいえば、まさに組織情報が組織に活用できるか否かということできちんと整理していき、それを本来読み取って歴史を書こうというのなら、読み取っていいのです。だから、廃棄文書目録を残しておけというのは、なぜこの時期にこれが廃棄されているのかということが歴史の素材として見られることもあるだろうという話です。

(質問者六)

昨年、私は北海道史研究協議会で、札幌市ももう少ししたら公文書館ができるそうだからその辺のことをちよっと話せと言われてお話ししました。公文書館とのかかわりを一言言ってくれと言われて、私は、公文書館をつくるのに一番の敵は役人ですと言いました。そうすると、聴衆の皆さんがうんうんと頷いてくれ、頷かなかったのは私のところの室長だけでした。

おそらく公文書館を効果的につくっていく上で、一番抵抗してくるのは市の職員なのではないかと思っています。そういった抵抗は、これまでも具体的にいろいろな場で経験してきました。そういう抵抗に対しては、場合によって

今までも引かなければならない部分は引いて、資料を借り出してくるなど、いろいろなことをやってきたのですけれども、やはりもつと時間が必要なのでしょう、これからもずっと職員を説得し続けていくしかないという形になるのでしょうか。

(答)

今は、福岡県の例を見ていても、板橋区を見ていても、役人と称する内部の人たちの方が有意義では積極的です。そして、下手に足を引っ張るのが歴史研究者です。それは、彼らが求めるアーカイブズ像をつくろうと思うからです。それはあなたも気づいているのではないかと思えます。自治体史編さん事業が歴史研究者にとりある種の永久革命よろしく、完結すると次の企画にとりかかります。また史料集刊行を旨として史料編さん事業を半世紀余もかけるわけです。自分らの歴史素材のための場みたいなものに税金を投入させる編さん事業はおかしいでしょう。しかも資料目録も満足になく、己の研究分野にのみ眼をむけています。むしろ、私が必要だと思うのは、市民なり、道民が読める読本的な歴史、住民登録をしたときに渡せるようなもの、ある種の「市民読本」ならあってもいいのではないかと思います。

公文書等のアーカイブズを歴史研究の場みたいに位置づけたら、相手にされませんよ。そうではなくて、市民に開かれた場なのです。行政がわかる世界ですよという形であれば、今は情報公開なりで制度的にそうなっているから、ある点でいえば、この必要性の理解度は早いと思います。

(質問者六)

道立文書館の場合は、私がいろいろと話を聞くと、現代のものがなかなかうまく入ってこないシステムになっているというか、システムはあるのかもしれないけれども、現実にはなかなか入ってこない部分がある、また入ってきても整理ができないという部分があるようです。

私にとっての公文書館の位置づけは、一つは、現代の行政の中での行政情報センターという部分と、もう一つは、市民向けにどうやって市民の生活を、先ほどのごみの話みたいなものをどうやって伝えられるのかというところを意識しています。たまに文化資料室の同僚と話しても公文書を残していくという意味合いで話すと、それを市史に使えるのかと常に言われますので、そうではないのだという言い方をしても、とりあえずは市史の資料として残すというのが今の文化資料室の一般的な意識になってしまっている部分があるのです。

その辺は、先生の言われるとおりで、私が重要な資料だから残した方がいいよという、それがそのまま市史の資料という扱いになってしまいうように、それが私の影響力なのか、市史事業の影響力なのかはよくわかりませんが、そういう現状のあり方に影響されている部分は結構あります。その辺を、先生の言われた理想的な部分を、私も理想的な話を聞くという感覚でしたが、むしろそこに持っていくのが現実として大変だという感覚を持ちました。

(答)

ある意味で言うと、今までのものは断絶して考えた方がつくりやすいと思います。そういう意味でいうと、文化資料室は「市史」で収集した諸資料を提供できるような形にはしておくが、これからはその収集をしない。公文書に集中する。公文書館というのはこういう形の中でつくって、将来的には自治の砦となり、市民の場みたいなものにしていくという長期目標の上で、当面はここまではやるといふうにしていった方がいいのではないのでしょうか。

だから、今みたいに、広く呼びかけて、「史料」を提供してもらおうとか、何とかというやり方はひとまず閉じてしまうのです。札幌の場合だったら、月寒を初めとして、いろいろな地域に資料館があるわけだから、むしろそういう

ところに紹介し、活用していく。逆に言えば、そういうところの収蔵目録等は市の公文書館がデータとして持つことで、こういうものはここにありますよという情報を提供できるようにしていく方がいいのではないのでしょうか。

そのときにもう一つ、月寒にしても、屯田にしても、地域の資料館が資料等の委託、寄贈を受けるとき、必ず契約を結びなさいということです。要するに、寄贈契約をすることによって、利用権と処分権をこちらが握る。それをおかないと後々に禍根を残しかねないのです。

寄託ならいいのです。寄託なら旧所有者に返還できます。寄贈なら受け付けた担当者がいるときにこれは大事だと言っているけれども、次の担当者になって要らないといったら、捨てられてしまうわけです。それが日本の場合で、極めて個人的にそういうことが起こりうるのです。だから、寄贈等を受け付ける場合の問題の中にはきちんと位置づけておいた方がいいですね。

(質問者六)

そういう意味での防止措置は寄贈物の場合、きちんと目録化しているということです。それは市の財産として登録しているということですから、本来的には私がいなくなっても捨てられるはずはないのです。

そうではなくて、数年前までは、寄贈を受けたものがい
つの間にか棚に並んでいて、どこからもらったのか、誰が
受け付けたのかと尋ねても、そういった経緯が不明のまま、
ただ貴重な史料だけが残っているというようなことがあり
ました。数年前からは、そういうことのないようにきちん
と手続きを取り、登録するものは登録するというシステム
に変えております。

確かに、ほんの十年ぐらい前までは先生のお話のとおり
でした。寄贈されたというのだけれども、登録もされず誰
からもらったのかも記録されていない史料は、誰の目にも
史料としての価値がわかるものしか残らないというのでし
ょうか、持ち主や入手の由来がわかったら、もしかしたら
価値があるかもしれないような書類もただのごみのように
埋もれてしまっている場合もありました。

ですから、それを今は何とか改善して、煩雑でもきちん
と登録手続を行い、担当者が変わっても安易に捨てられる
ことのないような措置がとれるように進めてきています。

(答)

まずいですよ。そういうやり方はまずい。

例えば、ある担当者が寄贈を受け付けたのなら、同様の
別の寄贈依頼についてもやはり認めざるを得ないでしょ

う。そういう意味でいえば、まさに寄贈されたかなりのも
のは捨てなければならぬということがあると思います。
それを続けていると、資料館はもたないですよ。

(質問者六)

スペース的にはもたなくなってきました。

(答)

だから、そういう点で、持ちこまれたものを苦勞して目
録をとるけれども、気の毒だと思えます。

だから、とらないものは処分するか、受け付けるべきで
はないですよ。

(質問者六)

その目録の分は、初めてもらっているものが主で、いろ
いろな組織の歴史を示すようなものですから、それはそれ
で使える人がいれば価値はあるのでしようけれども、使う
人がいるかどうかという話にはなりませんね。

(答)

その辺でいうと、「使う人」の有無で考えるのは全部残
すという話になります。やはり組織体系でいえば、札幌市

文化資料室というのは、札幌市の中で何を戦略として目指すかというところを考えなければならないときではないのですか。

(質問者六)

そういう意味では、今後、公文書館に持つていくときの仕事上の整理はあり得るのでしょうか、今までは、どちらかという歴史資料館という位置づけにありましたから。

(質問者一)

まさしく教育委員会時代の文化資料室です。

(質問者六)

そういうものとしてもあったのでしようし、そこを意識していましたから、文化資料室の動き方はいろいろあるのだろうと思います。勝手な考え方ですが、例えば、博物館とか、埋蔵文化財センターと一緒にあって総合博物館みたいなものをつくっていくという考え方もあっていいでしょうし、公文書館の方向へずっと進んでいくということもあっていいと思います。乱暴な話ですけれども、今後、公文書の引継ぎ手続きさえうまくやっていれば、今の文化資料室

そのままで公文書館機能を持つていると威張っていてもいいのかなとも思います。その辺は、先生の理想の話とはかけ離れてくるかもしれませんが、文化資料室がどのように動くかというのが、今、公文書館へ向かって動いている最中ですので、だんだんそういう側面の部分が整理されていくのだろうと思いますが、ずっと長くいる私としては、今の機能を持つたままという感じもあります。ただ、今後公文書館として動いていく以上、どういった公文書館がいいのかなという考え方で見ていかなければならないだろうと思っております。

(質問者一)

先生のお話の中で、あと、捨てる話は相当に大切で、またすごく難しい話ですね。

(答)

でも、そんなに難しくありませんよ、行政記録の問題でいえばね。そういう点でいえば、移管選別がある程度動き出すまでに三年か四年くらいの年月がかかり、行政記録として残すべきものとして、行政的価値で選別する上で何が大事かということは、それぞれ文書担当をやった方たちのノウハウを聞きながら試行的にやっていく中で決めていき、

選別廃棄の定型をつくる必要があるのではないのでしょうか。

(質問者一)

文書を捨てることはそんなに大変だ、難しいという感覚ではないのですか。

(答)

ないと思いますよ。

確かに、移管、選別があるけれども、アーカイブズというのは選別し廃棄するところなのです。その選別するというのは、札幌市の行政にとり、何を残していくべきかを組織として検討し、それなりの選別基準をつくっていくのです。そういうものを整理しながらやっていく。

そして、可能なら、ここでやってほしいのは、ある一括選別の方向をつくる。そうすると、これはもつとスムーズにいくのだらうと思います。そのためには台帳的なものはきちんと残しておくというやり方をとるといいのではないのでしょうか。

だから、私が言ったのは、そんなに理想論ではなくて現実論で、新たにつくるのであれば公文書館としてつくる。そのためには文化資料室の方たちは怒るかどうかわからな

いけれども、ひとまず閉鎖して置いておいた方がいいのではないのでしょうか。

だから、あそこでこれからいろいろなことを外部に呼びかけて、周辺から「史料」を収集するなどというような事業拡大はしない方がいいし、そのことの方が生き延びる道だろうということです。そして、私の資料をどうするかと聞かれたら、それはおたくで処分しなさいとか、こういうところがありますよという話をすればいいのです。さらに市民が協同して市民アーカイブズを自前で目指すことが「市民」が市民としての場を築くことにもなるのだという問いかけがあるのではないでしょうか。行政へのおんぶに抱っこではないでしょう。

(質問者六)

現実の話、地域の郷土資料館でもそんなに引き受けてくれるところはないのです。ですから、そういう意味合いでの位置づけというのも考慮しなければいけないのではないのでしょうか。

(答)

ないけれども、やっぱりそれはおのれ自身が処理することです。

(質問者六)

以前に、ある方からこれから自分が寄贈する資料の収蔵先として図書館を新設して欲しいという陳情が出されました。その方の図書資料は特別必要と言うほどでもありませんでしたが、組合活動をしていらつしやったので、そちらの資料はどこかがとにかく保存をしていくべきではないかと。だから、あのとときの陳情のとおり、札幌市がもらいうならもらうでもいいな、というふうに私は思っているのです。

(答)

それは引き受けるべきものではない。生協とか、組合とか、各自が固有のものをつくるべきなのです。それが運動を検証し、「議事録に苦い真理」「アーカイブズに苦い真理」を読みとった時、はじめて、より良き運動論を構築できるのではないのでしょうか。

(質問者七)

それは正論だと思えますけれども、現実には今後どう対応するかというときには、結局、私たち現場の人間たちでやっついていかないと解決しないのではありませんか。

(答)

それは、その人自身が、その組織が己のアーカイブズを己の手で積極的につくっていった、それを生かすべきです。それをしないから日本の労働運動、社会運動というのは常にその場限りで継続性がないわけだし、権威主義的に路線の決着をつけているのでは。だから、組合が自己の組織記録文書からなる社会労働アーカイブズの構築をなし、組織と運動を点検していくことこそ、現在の閉塞状況を打開するための急務の課題のはずです。それを市に押し付け、市民の税金をひとりよがりな「正義感」に使うことなど許されませんよ。石堂清倫さんが運動史研究会に問いかけた志を考えてみては。市民運動の論理を声高に説くなら、まず身銭を切って市民アーカイブズを目指すべきです。現に「市民活動資料・情報センターをつくる会」が動いているのだから。

(国立公文書館特別参与、筑波大学名誉教授)

本稿は、平成二十年三月十八日に開催した職員研修会の講義録をもとに、大濱氏に加筆・修正していただいたものです。